

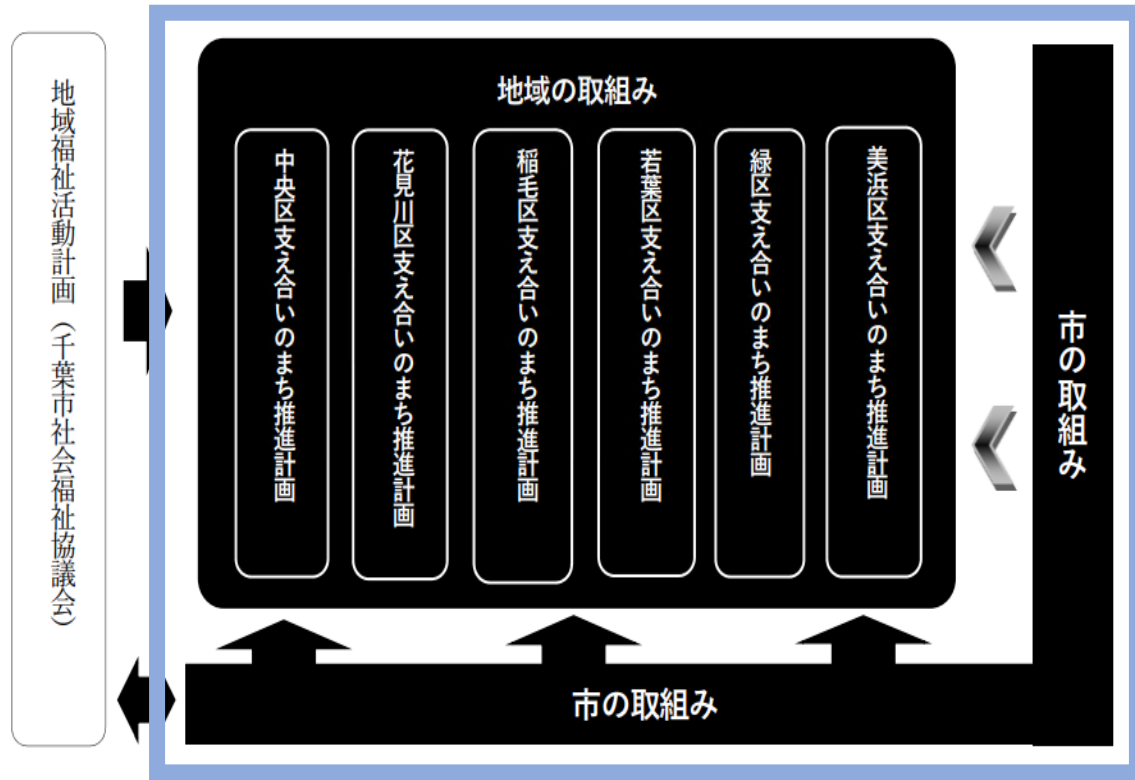
次期（第6期）地域福祉計画の方向性（素案）について

令和7年3月27日（木）

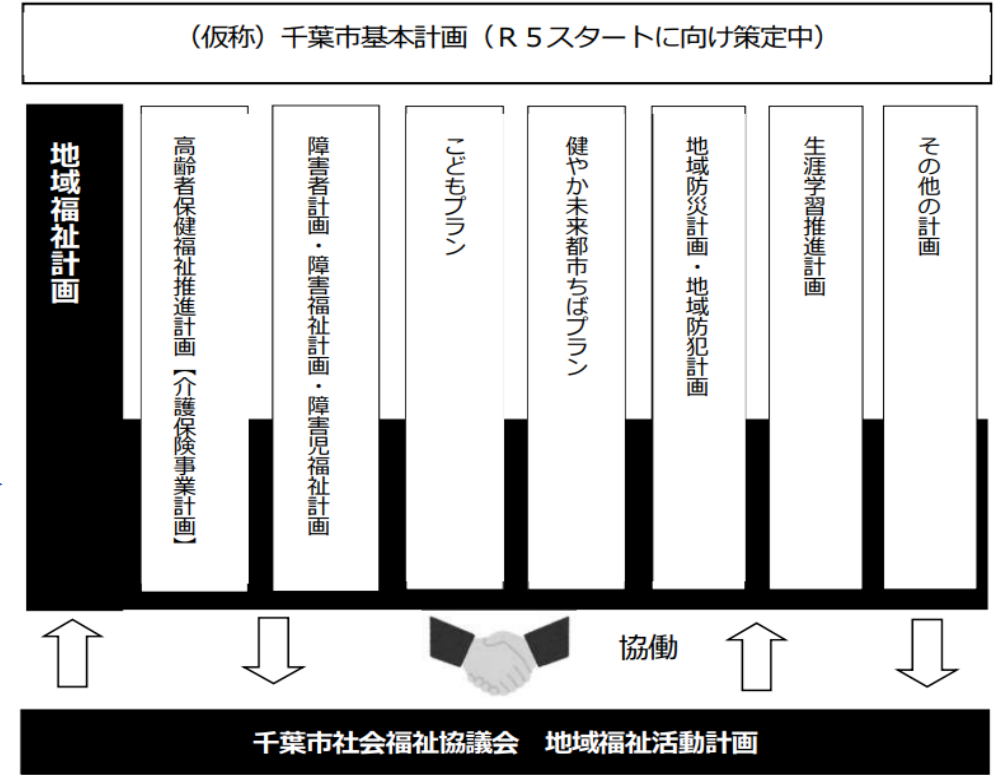
保健福祉局 健康福祉部 地域福祉課

1 現行地域福祉計画の概要について

【地域の取組みと市の取組みの関係】（イメージ）



【支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）と他計画の関係】（イメージ）



※ 上記各イメージ図は「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」（令和4年3月策定）より抜粋（P6、P40）

【地域の取組み】（区計画） ※ 各区支え合いのまち推進協議会にて、区計画の内容の協議・策定、取組みの自己評価を実施
… 地域の課題に対応するため、地区部会エリアごとに重点取組項目を定め、様々な主体が協働して策定・推進するもの

【市の取組み】（市計画）
… 基本目標や市としての方向性を示すことにより、地域の取組みをしっかりと下支えするもの

→ **« 地域福祉計画 »** 市基本計画の理念・方向性のもと、分野別計画を横断的につなぐとともに、制度の狭間を埋めるもの

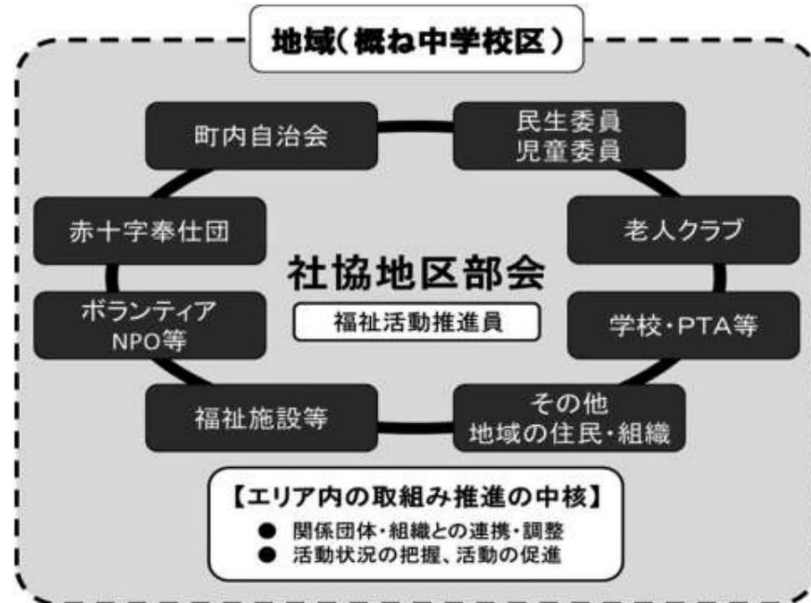
2 現行地域福祉計画にかかる主要課題

○ 過去の地域福祉専門分科会の委員意見等を参考に、下記3つを主要課題として挙げる。

(1) 地域の実践の推進主体

… 現在は推進主体＝地区部会としているが、地区部会のみでは地域活動を網羅的に推進することが困難な実情を抱えているエリアも存在している。

【考え方イメージ】 ※すべてのエリアに当てはまるものではありません



- ・ 左図のように、地区部会として様々な団体が参画している場合は、各団体の意見や取組み内容が集約される。
- ・ しかし、地域の成り立ち、あるいは担い手不足などの背景により、地区部会が上記のような取りまとめ役を担える体制にはなっていない場合があり、地域も限界、という実状を伺っている。
- ・ 地区部会への支援に加え、これからは地域共生社会の理念を踏まえ、従来の各団体の枠にとらわれず活動している地域活動団体（者）とどのようにして繋がっていくかが重要と考える。

2 現行地域福祉計画にかかる主要課題

(1) 地域の実組みの推進主体（つづき）

- … 地域福祉計画は、地区部会はもとより、個人や他団体など、様々な形で地域活動に携わる方々にも、我が事として捉えていただきたい（注）、ということが改めて伝わるよう、工夫する必要がある。

（注）引き続き、地区部会を主要な推進主体としつつ、地域活動の活性化のためにその他の関係者全体の意識改革を図っていききたい、また、個人・特定のグループでの活動形態やICTの普及など、近年の地域状況の変化を踏まえ、地域活動の活性化に新たな可能性を見出したい、という考えに基づく。

(2) 市／区／社協 各計画（掲載内容）の関連性

- … 下記意見を踏まえつつ、各計画の掲載内容や関連性を再検討する必要がある。

- ・市計画は各分野別計画における上位計画として、内容を見直すべき
- ・「地域の実組み」を下支えする「市の取組み」について、掲載内容を精査すべき
- ・社協が策定している地域福祉活動計画との関連性が分かりづらい

2 現行地域福祉計画にかかる主要課題

(3) 評価のあり方

… 下記意見を踏まえつつ、評価のあり方を再検討する必要がある。

- ・ 市の取組み : 多くの事業を掲載し、事業ごとに個別に目標を設定しているが、その内容及び評価の適正さ、推進状況等が分かりづらい
- ・ 地域の取組み : 評価基準が不明瞭、実績報告方法が地域によってばらつきがある、そもそも評価という性質が馴染まない

3 次期計画の考え方 一大枠一

(1) 計画の構成 … 市計画／区計画 という分けをなくし、一体的に策定する

- ・各分野別計画の上位計画として、内容の精査を行っていく。
- ・いずれの地域でも行う（行われている）と整理される【地域の取組み（※）】の概要を掲載。
（※）現行区計画中の、基本方針や方向性の内容を抽出して1本の計画内にまとめるイメージ
例）見守り・支え合い活動、居場所づくり、担い手確保、防犯・防災、福祉教育 etc.
- ・それらを支える、行政や社協の施策を掲載し、地域の取組みとの関連性を出来る限り可視化。
- ・市全体の基盤整備に関わる内容は引き続き掲載。
- ・本市における、重層的・包括的支援体制の構築にかかる考え方や取組みを掲載。

【参考】社会福祉法ほか の改正経緯

平成12年	社会福祉法に地域福祉計画策定にかかる内容が新たに規定（策定は任意）
平成28年	「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、 <u>地域共生社会の実現</u> が盛り込まれる
平成30年	社会福祉法一部改正 <u>地域福祉計画策定が努力義務とされるとともに、「上位計画」に位置付けられる</u>
	<u>包括的な支援体制の整備にかかる内容を計画に盛り込む旨が規定される</u>
令和2年	社会福祉法一部改正 包括的な支援体制の整備にかかる一つの手法として、重層的支援体制整備事業を創設

3 次期計画の考え方 一大枠一

(2) 各区支え合いのまち推進協議会（以下、「推進協」とする。）の役割

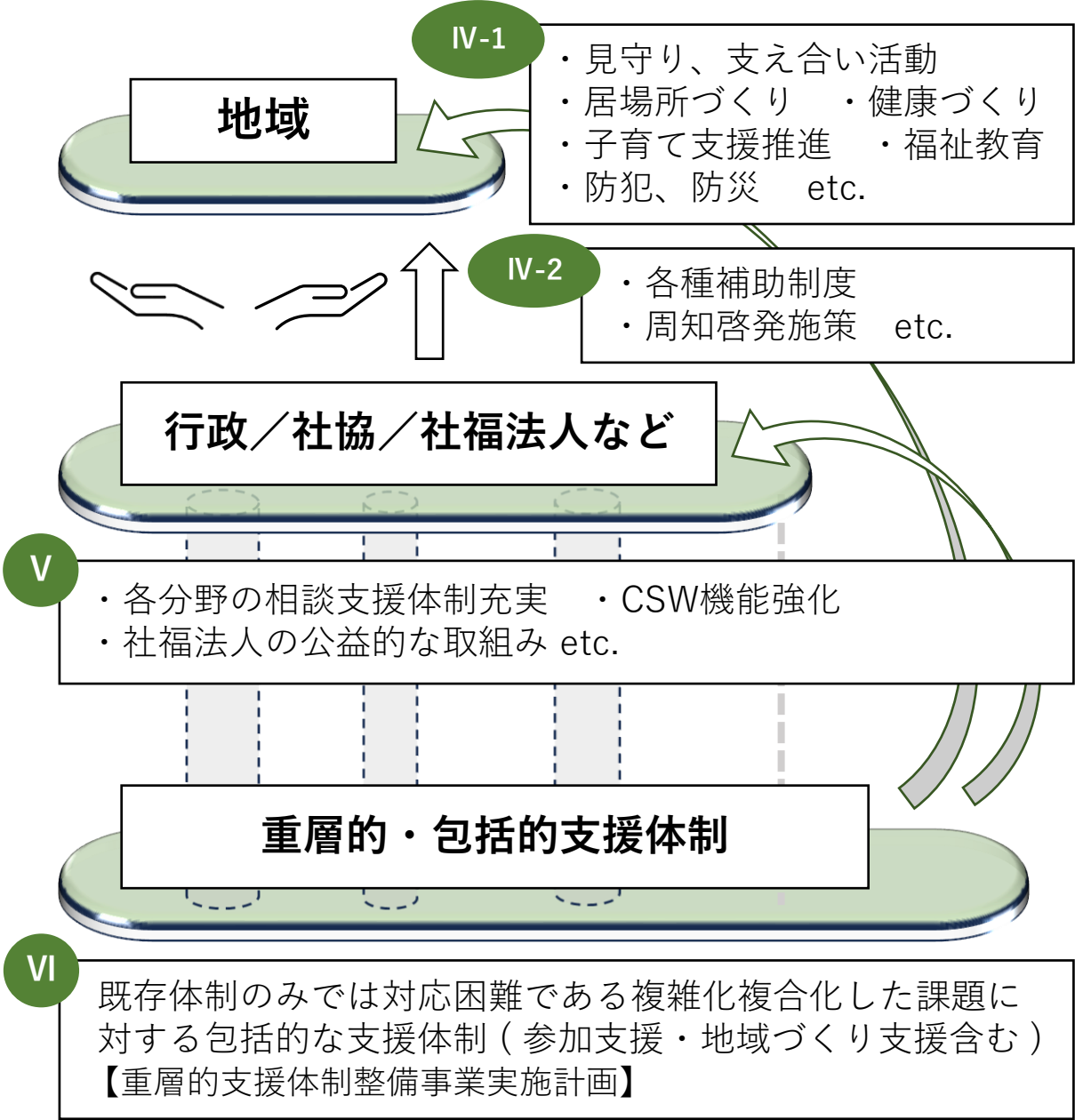
- ・ 推進協＝地域づくりについて話し合う場（プラットフォーム）であることを再周知。
- ・ 次期計画掲載の【地域の取組み】を参考に、それぞれの地域の課題を話し合っていていただきそれに基づく取組み実例を取り上げたり、あるいは取組みにあたって困っていることなどについて、推進協委員同士で意見交換をしていただく。
 - 成果物として、現行区リーフレットあるいは推進協だよりのような媒体にエリアごとの地域の課題／それに基づく取組み実例 をまとめていただくことを想定（★）。
- (★) 成果物の作成にあたっては、各推進協委員が携わっている取組みを中心に、可能な範囲で、地域の様々な活動者（団体）の活動内容なども取り入れていただきながらそれぞれの活動を地域の皆様自身で振り返っていただく内容とすることで推進協の活発化、ひいては地域活動の活性化が図られることを期待

(3) 評価のあり方

- ・ 次期計画の取組みは、市民アンケート結果や推進協での議論などを踏まえ、評価していく。

4 次期計画全体構成 一素案一

第6期地域福祉計画（次期計画）		
I	策定にあたって	・策定趣旨 ・計画位置づけ ・計画期間
II	地域福祉を取り巻く状況	・各種統計データ ・国動向 ・今後の課題
III	計画の体系	・計画の構成(第5期からの変更点) ・圏域考え方・基本理念
IV	<取組項目 1 - 1> 地域で取り組むこと(概要)	・現行区計画掲載の共通項 例) 居場所づくり、防災 etc.
	<取組項目 1 - 2> IV-1に対する 行政や社協の支援策	・地域の実践への補助制度や 周知啓発施策を掲載
V	<取組項目 2> 市全体の基盤整備	・分野ごとの相談支援体制や CSW機能強化、社協法人の 公益的な取組み (文章説明のみ)
VI	<取組項目 3> 重層的・包括的支援体制	・分野横断的に取り組むべき課題に 対する地域の取組みや多機関に よる重層的・包括的支援体制
VII	計画の推進	・推進体制 ・評価
VIII	成年後見制度利用促進計画	※地域包括ケア推進課所管計画
巻末／資料編		



4 次期計画全体構成 ー現行計画との比較ー

第5期地域福祉計画（現行計画）			第6期地域福祉計画（次期計画）		
I	策定にあたって	・策定趣旨 ・計画位置づけ ・計画期間	I	策定にあたって	・策定趣旨 ・計画位置づけ ・計画期間
II	地域福祉を取り巻く状況	・各種統計データ ・国動向 ・今後の課題	II	地域福祉を取り巻く状況	・各種統計データ ・国動向 ・今後の課題
III	計画について	・計画の構成 ・圏域考え方 ・基本理念	III	計画の体系	・計画の構成(第5期からの変更点) ・圏域考え方 ・基本理念
IV	地域の取組み	・各区計画を入れ込む形	IV	<取組項目 1 - 1> 地域で取り組むこと(概要)	・現行区計画掲載の共通項 例) 居場所づくり、防災 etc.
V	市の取組み	・基本目標～具体的な取組み		<取組項目 1 - 2> IV-1に対する 行政や社協の支援策	・地域の取組みへの補助制度や 周知啓発施策を掲載
VI	成年後見制度利用 促進基本計画	※地域包括ケア推進課所管計画 ・策定趣旨 ・現状、課題 ・基本方針～各種施策	V	<取組項目 2> 市全体の基盤整備	・分野ごとの相談支援体制や CSW機能強化、社福法人の 公益的な取組み（文章説明）
VII	取組事例	・地域の取組み取材コラム (→ 次期計画では必要に応じて)	VI	<取組項目 3> 重層的・包括的支援体制	・分野横断的に取り組むべき課題 に対する地域の取組みや多機関 による重層的・包括的支援体制
VIII	計画の推進に向けて	・推進体制 ・評価	VII	計画の推進	・推進体制 ・評価
	資料編／巻末	・市の様々な補助制度	VIII	成年後見制度利用促進計画	※地域包括ケア推進課所管計画
				資料編／巻末	

推進協
(※)

新

※ 各地域の具体的な課題や取組み事例については、推進協で扱っていただき、
区計画としてではなく、地域の取組み事例集としての策定を検討

5 全体詳細

	第5期地域福祉計画（現行市計画）	第6期地域福祉計画（次期計画）
位置づけ	- 基本目標や市としての方向性や取組みを示し、地域の取組み（区計画）を支援、下支えする計画 - 分野別計画の上位計画	基本的には現行踏襲＋精査
掲載する取組み	- 住民活動の基盤整備に関する取組みや、地域の取組みを進めるために必要な市による支援策、分野横断的な制度の狭間を埋める取組み など → 施策の方向性に基づき、市内各所管課の事業を幅広く掲載（寄せ集めのようなつくり）	- 地域共生社会や地域福祉の理念を中心に掲載し、施策は主要なもののみ掲載 → 上位計画として、内容を精査 - 重層的・包括的支援体制を肉付けして掲載 → 重層的支援体制整備事業実施計画を兼ねる
評価	- 可能な限りアウトカム指標を採用 - 評価の手法を事業・取組みごとに、定性評価と定量評価に分け、各所管課において自己評価	市民アンケート結果を踏まえた指標等で評価 (例) 地域活動に取り組んでみたいと思う割合 ＋主要施策を若干数取り上げ、実績報告 etc.
計画期間	令和4～8年度（5年間）	令和9～14年度（6年間） ※ 個別計画（高齢者保健福祉推進計画等）の計画期間を加味
地域福祉活動計画との関係	- 地域福祉計画と互いに補完・連携し、一体的な推進を図る - 施策の方向性ごとに社協施策を参考掲載している	策定主体である市社会福祉協議会と協議したうえで検討

5 全体詳細

	第5期地域福祉計画（現行区計画）	第6期地域福祉計画（次期計画）
掲載する取組み	・基本目標、基本方針、施策の方向性に基づいて具体的な取組みを掲載 (中19、花15、稲12、若13、緑20、美15) ・その具体的な取組みの中からエリアごとに重点取組項目を設定 	【次期計画（社福審で策定）】 いずれの地域でも取り組むと言える共通項の概要を市が策定する計画に掲載する (現行区計画中、基本方針や方向性 の内容を想定) 【地域の取組み実例（各区推進協で策定）】 次期計画に掲載する取組み（共通項の概要）を参考に地域の実際の取組内容をリーフレット等の形にまとめる … 現行区計画中、重点取組項目のイメージ 可能な範囲で様々な活動団体(者)の取組みを掲載していただき、地域の皆様自身で活動内容を振り返るつくり（回数だけでなく、感想なども）
評価	地域の実状に応じて設定し、自己評価	各区推進協で扱う内容は、計画上の評価とは位置づけず、活動者自身の振り返り（自己点検）とする
「地域」とは	概ね中学校区単位（地区部会エリア）	概ね中学校区単位（例：地区部会エリア） ※活動を取りまとめるうえでの緩やかな線引きと捉える ※各団体の活動エリアに縛られない活動も存在することに留意
社福審との関係	市から区計画の進捗状況を報告、確認	各区の特徴的な取組みや課題等を報告

6 今後のスケジュール（案）

年月	会議種別	備考
令和7年 3月	第3回社会福祉審議会地域福祉専門分科会（3/27）	方向性（素案）協議
令和7年 夏頃	第1回社会福祉審議会地域福祉専門分科会	方向性（案）協議
令和7年 秋頃	第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会	骨子（素案）協議
令和7年度末	第3回社会福祉審議会地域福祉専門分科会	骨子（案）協議
令和8年度	社会福祉審議会地域福祉専門分科会	素案、原案、最終案協議 （間にパブコメ実施）

※ R7年度以降の詳細な会議等は未記載